

高額介護サービス費の算定誤りがあり一部対象の方に追加支給を行います

介護保険制度には、1か月の介護サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、その算定において、公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給など）対象者の自己負担額の算定にシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

なお、今後システム改修完了までは、対象者及び金額が変動する可能性があります、作業が終わり次第、速やかに追加支給を行います。

【概要】

高額介護サービス費の算定において、利用者負担額に含めて計算すべき公費負担医療の対象となる介護保険サービス分の自己負担額が、システム上漏れていたため支給額に不足が生じました。

【追加支給対象者】

- 1.対象期間：令和元年12月利用分～令和4年2月利用分
- 2.対象者：4世帯、7人
- 3.対象金額：合計30,778円

【今後の対応】

1. 追加支給対象者の方に対し、お詫びと追加支給についてのご説明をいたします。
2. 追加支給額が確定次第、速やかに支給を行います。
3. 高額医療合算介護サービス費などにも影響が及ぶ可能性があることから、確認作業を継続して行い、追加支給が必要となる場合は、対象となる方に別途お知らせします。
4. 算定誤りを解消するため、早急にシステム改修と確認作業を行います。

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 長寿福祉課：込山
電話：0256-77-8177（直通）